

立川市学童保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市学童保育所条例の一部を改正する条例

立川市学童保育所条例（昭和42年立川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(休日)	(休日)
第4条 ……略……	第4条 ……略……
2 ……略……	2 ……略……
3 指定管理者（第7条に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、保護者の利便を図るため必要があり、かつ、前項の規定により市長が行う承認を待ついとまがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、 <u>同項各号に掲げる休日に臨時に保育を実施することができる。</u>	3 指定管理者（第7条に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、保護者の利便を図るため必要があり、かつ、前項の規定により市長が行う承認を待ついとまがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、 <u>同項に定める休日に臨時に保育を実施することができる。</u>
4 ……略……	4 ……略……
(保育時間)	(保育時間)
第5条 ……略……	第5条 ……略……
2 市長は、 <u>前項各号に掲げる保育時間を午後7時まで延長することができる。</u>	2 市長は、 <u>前項第1号及び第3号に掲げる保育時間を午後6時から午後7時まで延長することができる。</u>
3～7 ……略……	3～7 ……略……
(保育料等)	(保育料等)
第6条の2 ……略……	第6条の2 ……略……
2 第5条第2項及び第5項の規定により延長した保育時間（以下「 <u>延長時間</u> 」という。）に係る保育料（以下「 <u>延長保育料</u> 」という。）は、学童1人につき月額2,000円とする。ただし、当該 <u>延長時間</u> において、緊急かつ一時的に保育所を利用した場合の延長保育料は、学童1人につき日額500円とする。	2 第5条第2項及び第5項の規定により延長した保育時間に係る保育料（以下「 <u>延長保育料</u> 」という。）は、学童1人につき月額2,000円とする。ただし、当該 <u>延長した保育時間</u> において、緊急かつ一時的に保育所を利用した場合の延長保育料は、学童1人につき日額500円とする。

3 前項の規定にかかわらず、土曜日の保育における延長時間のうち、午後5時から午後6時までの間については、延長保育料を徴収しない。

4 第2条第2項の規定により一時的に保育所を設置して行う保育（以下「特別保育」という。）に係る保育料（以下「特別保育料」という。）は、当該保育所の開設日数に応じ、学童1人につき別表第2に定めるとおりとする。

5 保育料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

6 延長保育料は、保育所を利用した日の属する月の翌月末日までに納付しなければならない。

7 特別保育料は、特別保育の終了する日の属する月の翌月末日までに納付しなければならない。

（保育料等の減免等）

第6条の3 市長は、保護者が次の各号の一に該当する場合において特に必要があると認めるときは、前条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、申請により、その保育料、延長保育料及び特別保育料（以下「保育料等」という。）を減免し、又は納期限を延長することができる。

(1)及び(2)

……略……

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

3 第2条第2項の規定により一時的に保育所を設置して行う保育（以下「特別保育」という。）に係る保育料（以下「特別保育料」という。）は、当該保育所の開設日数に応じ、学童1人につき別表第2に定めるとおりとする。

4 保育料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

5 延長保育料は、保育所を利用した日の属する月の翌月末日までに納付しなければならない。

6 特別保育料は、特別保育の終了する日の属する月の翌月末日までに納付しなければならない。

（保育料等の減免等）

第6条の3 市長は、保護者が次の各号の一に該当する場合において特に必要があると認めるときは、前条第1項から第3項までの規定にかかわらず、申請により、その保育料、延長保育料及び特別保育料（以下「保育料等」という。）を減免し、又は納期限を延長することができる。

(1)及び(2)

……略……

